

十四山東部小学校いじめ防止基本方針（案）

R 8. 4

1 はじめに

(1) いじめの定義

児童生徒と一定の人間関係※1のある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

<平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」とする>

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。（けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、児童生徒の感じる心身の苦痛に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。）

(2) 基本的な認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。

- ・ 「弱いものをいじめることは人として許されない」という認識をもつこと。
- ・ いじめられている児童の立場に寄り添った親身の指導を行うこと、いじめる側の児童の生育背景にも十分に目を向けること、また傍観者への指導も怠らないこと。
- ・ いじめ問題は、学校の姿勢や取組、教師の児童への指導の在り方を問われる問題であること。
- ・ いじめ問題は、「未然防止」・「早期発見」・「早期解決」を心がけること。
- ・ 学校・家庭・教育関係諸機関・地域社会等のそれぞれが役割を果たし、連携し合うことが肝要であること。

2 学校の使命

(1) 実効性ある指導体制の確立

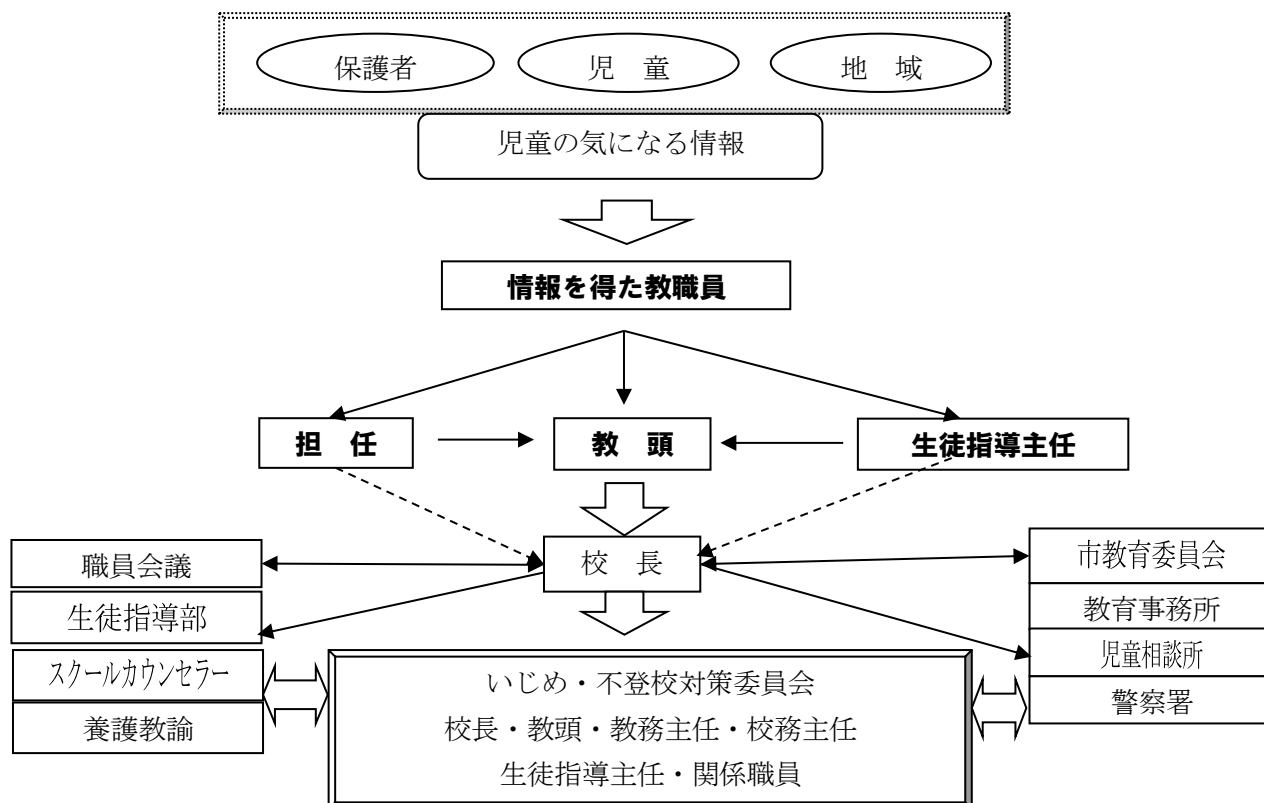
① 校長のリーダーシップ

校長のリーダーシップのもとで、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

校長、教頭、生徒指導主任等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ指導・助言する。その対応状況等について、逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。

② 組織体制

以下のような組織体制を確立し、機能的な運用を図る。



③ 相談体制

- ・ SC (スクールカウンセラー) による相談活動 (月 2 回程度)
- ・ 養護教諭による相談活動 (随時)
- ・ 定期アンケートによる相談活動 (記名式 3 回、無記名式 1 回)

④ 校内研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。

⑤ 教育委員会との連携

いじめが発生した場合、速やかに教育委員会に報告をする。連携をしつつ、きめ細かな状況把握を行い、教育委員会の指導助言を受け適切な対応に努める。

⑥ 外部諸機関との連携

いじめが発生した場合、必要に応じて児童相談所、警察等の外部諸機関と連携をしつつ、早期の解決をめざす。

(2) 指導の方針

① 指導の重点

- ・ 差別や偏見、仲間外れにすることを許さない学級づくりを目指す。
- ・ 基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・ 教師と児童の信頼関係、児童相互の望ましい人間関係の育成を図る。
- ・ 互いの個性を尊重したり、相手の立場を思いやったりする豊かな心を育てる。

② 全ての児童への指導

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にもたせる。
- ・ いじめられる子どもや、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ・ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ・ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

③ いじめる児童への指導・措置

- ・ いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することができる。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じたり、適切な関係機関の協力を求め厳しい対応策をとったりすることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を図る。

3 いじめの未然防止のために

<重点目標>

- いじめを許さない子どもを育てる教育活動の充実
- いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実
- 教育相談体制の充実
- いじめに係る教師の人権意識

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

(2) 児童の主体的な活動の推進

学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

<危機管理の心構え「さしすせそ」の確認>

- ① : 最悪を考え ㊦ : 慎重に ㊦ : すばやく
- ② : 誠意をもって ㊦ : 組織的な対応を

4 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手立て

- ① 日常生活から
 - ・ 登校後、授業中、休み時間、給食中、清掃中などで、気になる様子に目を配る。
- ② アンケート調査から
 - ・ 学校独自に作成した「学校生活アンケート」を実施する。
 - ・ 教育委員会が作成した「いじめアンケート」を実施する。
- ③ 教育相談から
 - ・ 定期的実施したり、アンケートをもとに随時実施したりする。
 - ・ スクールカウンセラーと連携し、情報収集に努める。
- ④ いじめ問題に対応する年間指導計画(別紙参照)の作成
 - ・ 定期的に取り組むことで、個の変容を把握する。
- ⑤ 保護者や地域からの情報提供から
 - ・ いじめ問題に対する学校の方針や取組を保護者や家庭に周知しておく。
 - ・ P T A、学校評議員、民生児童委員等から情報収集する。
- ⑥ 学級内の人間関係を客観的に捉える。
 - ・ 学級集団分析尺度 Q-U テストを実施し、客観的な資料として活用する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、他の業務に優先させ、かつ即日、当該情報を速やかに報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。その後は、「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

(3) いじめの認知

いじめの認知に関しては、「自分よりも弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童の立場から、いじめを積極的に認知する。

5 いじめの解決に向けて

(1) 正確な実態把握・情報収集

- ・ プライバシーに配慮しながら、関係する児童（被害者・加害者）、周囲の児童、いじめのきっかけなどを聞き取り、記録する。
- ・ **聞き取りに際しては、児童から発せられた言葉を記録するように留意する。**
- ・ 個々に聞き取りをすることを原則とする。
(被害者→周囲の児童→加害者の順が望ましい)
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) 対応の方針

- ・ 指導のねらい・方法を明確にする。
- ・ 全教職員の共通理解を図る。
- ・ 関係する児童、保護者等と対応する教職員の役割分担の確認をする。
- ・ 教育委員会や教育関係諸機関と連携を図るようにする。

(3) いじめを受けた児童への対応

① 受容・傾聴・共感の立場で

- ・ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与え、必ず解決させるという強い意志を表す。
- ・ 仕返しなどの不安感を取り除き、支援の姿勢を示す。
- ・ 子どもの立場に寄り添って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・ 悩みを自分だけで抱え込ませず、必ず親、兄弟、教職員、友達、スクールカウンセラーなど、誰かに相談することの大切さを十分指導する。また、短絡的な行動を起こさないように、「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・ 活躍の場や機会を多く設定し、自ら進んで取り組める中で認め励ます。

② 共に解決を考える

児童の解決に向けての希望を受け入れる。



○ 寄り添う気持ちで、共に解決方法を考える。

- ・ 友人関係に気を配り、授業以外の諸活動においても具体的な行動の取り方を相談する。
- ・ 全教職員で子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

③ 緊急避難としての対応

- ・ 本人及び保護者の同意により、緊急避難として別室での登校・保健室登校等、または一時欠席等の弾力的な対応を行う。

(4) いじめを受けた児童の保護者への対応

① 保護者の思いを共感的に受け止める

- ・ 毅然とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢で、事実関係を正確に知らせ、保護者の意向や考えを謙虚に聞く。
- ・ 一方で、加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、その他のどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

② 学校の方針について理解を求める

- ・ 学校として徹底的に子どもを守り、支援していくことを伝える。
- ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し、理解を求め、進捗状況を伝える。

③ 家庭との連携

- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等をすべて保護者に伝える。
- ・ 学校での生活の様子を、家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行う等、継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 場合により、緊急避難としての別室での登校や保健室登校等、または欠席等の弾力的な対応についても相談していく考えを伝える。
- ・ 家庭においても児童の様子に十分注意をしてもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように協力を求める。
- ・ 「命の大切さ」や「人生」について、子どもと一緒に考える大切さを伝える。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意

深く観察する必要がある。

(5) いじめた児童への対応

① 指導の基本

- ・ いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨むが、いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
- ・ 冷静に話を聞いて、いじめをしたという自覚があるか、また自分の他に中心的な存在がいるか等を確認する。
- ・ 自分の行為を内省させ、これからの自分の言動を考えさせる。

② 事実の確認

- ・ いじめられた児童の聞き取りをもとに、事実確認を行う。

③ 指導の留意点

- ・ いじめは許されない行為であると理解させ、自分が加害者であるということを悟らせる。
- ・ いじめに至った自分の心情等を振り返らせ、今後の言動について考えさせる。
- ・ 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。

(6) いじめた児童の保護者への対応

① 事実関係を正確に伝え、その場で事実確認をする。

- ・ 児童を交えて、事実を経過と共に伝える。

② 学校の取組の説明

- ・ 学校としての今後の方針を説明し、理解・協力を得る。
- ・ いじめた児童と謝罪等について話し合う。
- ・ いじめられた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために、出席停止等の必要な措置を講ずることもあること、いじめた児童に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など、教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援することを伝える。

③ 家庭における取組

- ・ いじめられる側の心情を十分に説明し、今後の人生や生き方などについて一緒に考えてもらう。
- ・ 保護者の謝罪などの言動が、何より児童の言動を正すことになることを説明する。

(7) 周囲の児童への指導

① 指導の基本

- ・ 直接関わらなくても、いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨む。
- ・ いじめは、個人の問題だけでなく、学級や学年などの集団全体の問題として対応する。

② 事実確認

- ・ いじめについて話すことは、人権と命を守る正当な行為であることを理解させる。
- ・ いじめについて話すことで、自分が不利にならないことを理解させ、新たないじめにつながらないようにする。

③ 指導の留意点

- ・ 周りにいる児童も、いじめている児童への暗黙の是認となり、いじめられている児童にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。

- ・ いじめられている児童が、自分たちをどう見ていたかを考えさせ、これからどうすべきか考えさせる。
- ・ 学級活動や道徳の学習で、いじめられている児童の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導することが大切である。

6 インターネット上のいじめについて

(1) インターネット上のいじめを未然防止する指導

- ① 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ② インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを指導する。
- ③ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを知らせる。また、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ④ 自撮り被害に遭わないよう、インターネット上の危険やリスクを指導する。

(2) インターネット上のいじめの対応

- ① 内容の把握
 - ・ インターネット上の名誉毀損やプライバシーの侵害等、不適切な書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあったサイトのURLを控えたり、書き込みをプリントアウトしたりして記録する。
- ② 削除依頼や相談
 - ・ 上記①の場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講ずる。必要に応じて地方法務局の協力を求める。
 - ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 いじめ重大事態に対する平時からの備えについて

<学校における平時からの備え>

- ・ 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から全ての教職員は、法、基本方針、十四山東部小学校いじめ防止基本方針及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解する。
- ・ 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。
- ・ 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ・不登校対策委員会を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応する。十四山東部小学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・ 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童生徒・保護者が法第23条第2項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談する。そのため、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えておく。
- ・ 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「いじめ・不登校対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく。
- ・ 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、記録者の推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。
- ・ 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有する。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

8 重大事態の対処について

(1) 重大事態 「いじめ防止対策推進法第28条第1項」

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

a 生命、心身又は財産に重大な被害

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

b 相当の期間学校を欠席

- ・ 年間30日程度の欠席があった場合

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。

※ 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応する。

※ 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、いじめ・不登校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

※ 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行う。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態であると判断した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」（資料1）に基づいて対応する。
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③ 調査結果については、被害児童、保護者に対して教育委員会の指導のもと、適切に情報を提供する。

9 学校の取組に対する検証・見直し

(1) PDCAサイクル

いじめ対策年間指導計画（資料2）の取組については、（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) 教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

(3) 迅速な情報の共有

スクールカウンセラーによる相談活動（月1日程度）・定期アンケート（記名式年2回・無記式年1回）・定期相談活動（年3回）の情報は早急に全教職員で共有し、現在の取組を即時見直す体制をつくる。

10 おわりに

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、「弱いものをいじめることは人として許されない」という立場から、学校は毅然とした態度で臨まなければならない。

また、社会の急激な変化に伴う、インターネット等の新しいいじめの形態にも対応できるように研修を深めるとともに、ことあるごとに本校の基本方針の内容を検討していく必要がある。

令和8年1月 改定